

規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申(抄)

平成18年12月25日
規制改革・民間開放推進会議

- ・各分野における具体的な規制改革
10 農業分野

(3) 農業委員会の在り方の見直しについて

【問題意識】

農業委員会の権能は、農地転用許可申請についての都道府県知事に対する意見書の添付、利用権設定等促進事業の推進のための農用地の利用関係の調整等、要活用農地の所有者に対する指導及び市町村長への勧告要請などがあるが、その権能を行使する農業委員会の委員は、地元の農業者を母体とする選挙委員(40人以内)と選任委員(農協、農業共済組合及び土地改良区の代表者各1人以内と学識経験者4人以内)で構成されているため、転用判断については委員自身が利害当事者となり得る可能性や、農地の利用権の設定については委員同士が規模拡大を巡って対立するなど、利益相反が生じる可能性がある。

農業委員会については、こうした可能性を排除し、中立性を確保し構造改革を促進する組織としての役割が求められるのは当然であるが、実態としては、例えば転用審議において、何ら議論なく転用を認めるような農業委員会もあれば、厳格な審議がなされ、利益目的転用などは認めていない農業委員会もあるなど、市町村によって大きく運用が異なっている状況にある。

このように農業委員会の運用が異なる理由は、専ら農業委員の質に帰着する。今後の農業の展望を見据え、自己の利益ではなく農業経営者の育成を第一に考える者が農業委員となれば、農業委員会は求められる役割を果たすこととなるため、農業委員会に対して従来指摘されている問題も自ずと解決されることが期待できる。

【具体的施策】

権限行使における判断の統一化【平成19年度措置】

認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、市町村によって異なっている農業委員会の運用や権限行使を是正するため、改めて、農業委員会の権限行使が統一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図るべきである。

委員構成の見直し【平成19年度措置】

農業委員会の委員構成は、農業者を母体とする選挙委員(40人以内)と選任委員(農協、農業共済組合及び土地改良区の代表者各1人以内と学識経験者4人以内)とされているため、大半の農業委員会においては、選任委員数が少ない状況にある。

農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が、中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するためには、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるように改めるべきである。

また、農業委員の被選挙権は「都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者」にあるが、農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員には、「農業経営の改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくべきである。